

2021年4月1日

お客さま各位

株式会社四国銀行

＜四銀＞結婚・子育て資金贈与専用口座 「家族の未来」にかかるご案内

「令和3年度税制改正」において、「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置(租税特別措置法第70条の2の3)」が改正されました。変更点をご案内しますのでご確認ください。

1. 適用期限が2年延長

「結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置」の適用期限が2年延長されました。これに伴い、「家族の未来」のお預入れ期限(新規・追加預入)を2023年3月31日まで延長いたします。

項目	変更前	変更後
お預入れ期限	2021年3月31日(水)	2023年3月31日(金)

※2021年3月31日までに行った贈与等については、今回の改正の適用対象外になります。

2. 贈与者(注1)がお亡くなりになった場合のお取扱いが変更

贈与者がお亡くなりになった場合に結婚・子育て資金の支払いに充てられていなかった残高があれば、当該贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなして、相続税の課税対象になります。かつ今回の税制改正により、受贈者が当該贈与者のお子さま以外の直系卑属の場合(お孫さま・ひ孫さま)は相続税が「2割加算」となります。

拠出時期	～2021年3月31日	2021年4月1日～
相続財産への加算	加算あり	加算あり
相続税額の2割加算の適用	適用なし	適用あり

(注1) 受贈者の直系尊属である父母・祖父母・曾祖父母等が対象となります。

非課税となる結婚・子育て資金の範囲等についての詳細は、内閣府作成(内閣府ホームページに掲載)の「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置に関するQ&A」をご参照ください。相続税に関する詳細は、お客さまの担当税理士、または税務署までお問合せください。

※内閣府ホームページ <https://www8.cao.go.jp/shoushi/budget/zouyozei.html>

以上